

特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会事務局職員等就業細則

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会(以下「協会」という。)事務局職員、スポーツトレーナー、臨時職員に関わる就業等を定めたそれぞれの就業規則について解説・補完し、詳細を明確にすることを目的とする。また勤務時間に係る労使協定とする。

(勤務)

第2条 勤務時間割、有給休暇、特別休暇、正規の勤務時間以外の時間における勤務、遅参・早退時間等の運用・取り扱いは下記による。また、事務局職員、スポーツトレーナーの勤務時間、休憩時間配分は下図のとおりとする。勤務時間以外の勤務の代休時間積算は30分単位とする。

(1)事務局職員(臨時職員を除く)

正規の勤務時間	休憩時間	正規の勤務時間	正規の勤務時間後の勤務開始時間
3.5時間	45分	4.5時間	
A勤務 8:30~12:00	12:00 ~ 12:45	12:45~17:15	17:45~
4.0時間	45分	4.0時間	
B勤務 8:15~12:15	12:15 ~ 13:00	13:00~17:00	17:30~
4.0時間	45分	4.0時間	
C勤務 8:00~12:00	12:00 ~ 12:45	12:45~16:45	17:15~

※国が提唱している「働き方改革」の一環として、時間の有効活用を図るため、勤務時間に関し柔軟な対応として、開始時間と終了時間について改定を行う。

なお、一人勤務の場合は、A勤務又はB勤務とする。

(2) スポーツトレーナーA勤務

正規の勤務時間	休憩時間	正規の勤務時間	正規の勤務時間後の勤務開始時間
3.5 時間	60 分	3.5 時間	
8:30~12:00	12:00 ~13:00	13:00 ~16:30	17:00~

(3) スポーツトレーナーB勤務

正規の勤務時間	休憩時間	正規の勤務時間
3.5 時間	60 分	3.5 時間
13:00~16:30	16:30 ~17:30	17:30 ~21:00

* 休憩時間：拘束時間ではない。

* スポーツトレーナーB 勤務の人は運用により休憩時間を 17:00 から 60 分間取得してもよい。

2 臨時職員(パートタイマー、嘱託を含む)

1 時間単位の勤務とする。昼の 12 時から 13 時までは 1 時間の休憩時間を付与する。ただし、下命があった場合、30分単位勤務をする場合がある。

3 有給休暇

事務局職員、スポーツトレーナーおよび臨時職員は、特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会就業規則、および羽村市スポーツ協会臨時職員等就業規則に則って勤続年数によって毎年付与日数が増加する。前年度の残余日数のみ当年度に繰り越す。有給休暇の取得は 1 時間単位とする。ただし半日単位の場合は、第 1 項に示す正規の勤務時間とする。

4 代日休暇

代日休暇の時間は、30 分を単位とし取得できる。

5 特別休暇

事務局職員、スポーツトレーナーは、公民権行使等休暇、交通機関事故等休暇、災害休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、母子保健検診休暇、妊娠通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇を対象とし、羽村市の条例に準拠し付与する。

6 子の看護休暇

協会就業規則第 28 条第 3 項に規定する、1 年間とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。ただし、労使協定によって除外された次の職員からの子の看護休暇の申出は拒むことができる。なお、取得しようとする者は、原則として、事前に協会に申し出るものとする。

①入社 6 ヶ月未満の従業員

②1 週間の所定労働日数が 2 日以下の従業員

7 介護休暇

協会就業規則第 29 条第 3 項に規定する、1 年間とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。ただし、労使協定によって除外された次の職員からの子の看護休暇の申出は拒むことができる。なお、取得しようとする者は、原則として、事前に協会に申し出るものとする。

①入社 6 ヶ月未満の従業員

②1 週間の所定労働日数が2日以下の従業員

8 正規の勤務時間以外の時間における勤務

原則として正規の勤務時間、休憩時間以外の時間における勤務はしない。ただし、正規の勤務時間以外の時間における勤務の下命があった場合、30分単位で超過勤務時間を積算し、当該超過勤務日から起算して4週間以内に代日休暇を取得しなければならない。

(関連規則、規程)

第3条 この細則に係る規則、規程は次のとおりとする。

- ・ 特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会就業規則
- ・ 特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会臨時職員等就業規則
- ・ 特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会事務局規則

付 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。(スポーツトレーナーの休息時間の表記の誤記訂正)

付 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。(子の看護休暇・介護休暇の新設)

付 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。(働き方改革による勤務時間の改定)

付 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。